

のはら 野原 けいこ 恵子 議員

町の責任でゆきとどいた保育を

民主党政権は、「子ども・子育て新システム」という名で保育制度の大転換をめざしている。一つは保育制度を、市町村が責任を持って実施する公的な現在の制度を廃止し、介護保険制度をモデルにした保護者が自己責任で事業者と直接契約する制度へ変えていくことである。

もう一つは幼稚園や保育所を、これまでの経緯や現場の状況をふまえた十分な議論もせず「子ども園」として一体化しようとしていることである。

新システムでは、①市町村は保育所入所に責任を持たず、保護者は保育所を自力で探し直接契約をしなければならない。②国の定める最低基準がなくなり、子どもの命、安全が危険にさらされる。③保育料は保護者の所得にかかわらず、負担が増える仕組みになる。④保育所の経営が不安定になり、保育者の労働条件の悪化につながるなどである。

- 1 児童福祉制度としての原稿保育制度を堅持すること
- 2 「子ども園」制度は進めていかないこと
- 3 国に「子ども・子育て新システム」の検討を中止するよう求めていくこと



幕別中央保育所の子どもたち



町長

①②政府が「子ども・子育て新システム」を策定し、推進しようとする背景には、改善しない「少子化」問題がある。

平成2年のいわゆる「1・57ショック」で少子化傾向が注目を集め、国全体で取り組みを進めてきたところだが、平成21年の合計特殊出生率は、1・37と改善の兆しが見えないのが現状である。このことから、政府は、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムとして「子ども・子育て新システム」を策定し、少子化対策を進めるものである。現段階では、制度の詳細については、検討会議の作業グループの

もとに設置された三つのワーキングチームで、具体的な検討が進められている状況のため、その検討の推移を注視し、対応をしていきたい。

③「少子化」の問題は、社会全体の大きな課題であり、新たな対策に取り組まなければならない状況にあるものと考えている。

このことから、関係する多くの学識者や当事者が集まり、早急に実効性のある新しいシステムを構築するため、十分な協議がなされる必要があると考えているので、現段階で検討の中止を求めていく考えは持ち合わせていないので、ご理解いただきたい。

再質問

すでに青葉保育所は指定管理者制度に、南保育所は民設民営に、さかえ保育所と北保育所は公設公営に、中央保育所とわかば幼稚園は認定こども園制度にと、3つの保育行政が計画されている。町の責任をどのように果たしていくのか。

答 国の制度自体もまだまだ変わっていくと思われることから、状況を見きわめた中で、町としての責任、町の果たす役割を十分とらえながら対応していきたい。